

### 第3節 障害者福祉

#### 1 身体障害者福祉

##### (1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた程度の障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、同法の適用の証明となり、かつ各種障害福祉サ

ービスを利用する根拠となるものである。管内の身体障害者手帳所有者の状況は次のとおりである。(表2)

表1 身体障害者手帳事務処理状況 (単位:人)

区 分	平成21年度中の異動				21年度末所有者
	新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	10	4	2	7	187

当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表2 身体障害者手帳所有者数 平成22年3月末現在 (単位:人)

区 分	18歳未満	18歳以上	計
川北町	4	183	187
県 計	857	45,124	45,981

##### (2) 特別障害者手当等

在宅の重度心身障害児(者)に対して手当の支給を行っている。

時の介護を必要とする在宅障害児(20歳未満)を対象とする。

##### ア 特別障害者手当等

著しく重度の障害のため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者(20歳以上)を対象とする。

##### ウ 福祉手当

昭和61年4月1日において、20歳以上の従来の福祉手当受給(経過措置分)者の内、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない在宅障害者を対象とする。

##### イ 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常

表3 特別障害者手当等支給事務処理状況 平成21年度(単位:人)

区 分	20年度末現在	申 請	決 定 状 況 等			停 止 除 解	停 止	資 格 喪 失	21年度末現在
			認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	2	-	-	-	-	-	-	-	2
障害児福祉手当	1	1	1	-	-	-	-	-	2
福 祉 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当センターの事務対象地域は川北町のみである

表4 特別障害者手当等の受給者状況 平成22年3月末日現在 (単位:人)

区 分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福 祉 手 当		計	
	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者
川北町	2	-	2	-	-	-	4	-
県 計	655	28	518	26	85	1	1,258	55

## 2 知的障害者福祉

### (1) 療育手帳

知的な障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、知的障害児(者)に対して一貫した相談援助を行うとともに、これらの者が各種障害

福祉サービスを利用しやすくするため、石川県では昭和48年度から療育手帳を交付している。管内の療育手帳所有者の状況は次のとおりである。

(表5、表6)

表5 療育手帳事務処理状況

(単位：人)

区 分	20年度末所有者	平成21年度中の移動				21年度末所有者
		新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	26	2	-	2	-	26

当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表6 療育手帳所有者数

平成22年3月末現在(単位：人)

区 分	判定A(重度)			判定B(中・軽度)			計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
川北町	2	7	9	2	15	17	4	22	26
県 計	621	2,386	3,007	880	3,067	3,947	1,501	5,453	6,954